



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年3月31日(火) 号外(第7号)

目次

ページ

規則

○群馬県行政組織規則の一部を改正する規則(総務課)

2

規則

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和八年三月三十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第四十一号

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則

群馬県行政組織規則(昭和三十二年群馬県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第十五款 しろがね学園(第六十三条―第六十五条)を「第十五款から第十六款から第十八款まで 削除」

第十八款まで 削除」に、「第二十二款 食品安全検査センター(第八十四条―第八十六条)」を「第二十二款 削除」に、「第二十七款 削除」を「第二十七款 しろがね学園(第九十九条―第一百一条)」に改める。

第八条第一項の表地域創生部の部地域創生課の項中「地域支援・過疎係、地域連携係」を「地域政策係、地域支援係」に改め、同部文化振興課の項中「文化施設係、温泉文化係、歴史文化遺産室」を「文化拠点係、温泉文化推進室」に改め、同部文化財保護課の項中「文化財保護課」を「文化遺産課」に改め、「文化財活用係」の下に、「世界・歴史遺産係」を加え、同部に次のように加える。

スポーツ振興課	企画調整係、スポーツ振興係、競技力向上対策室
---------	------------------------

第八条第一項の表生活こども部の部児童福祉課の項中「母子保健・障害児支援室」を「母子保健係」に改め、同表健康福祉部の部薬務課の項中「麻薬・危険薬物係、温泉係」を「薬物対策・温泉保護係」に改め、同表農政部の部野菜花き課の項中「野菜・花き技術係」を削り、同部蚕糸特産課の項中「果樹・特産技術係」を削り、同表産業経済部の部未来投資・デジタル産業課の項中「デジタル産業創出係」を削り、「スタートアップ推進室」を「新事業支援室」に改め、同表県土整備部の部下水環境課の項中「流域経営係」を「流域財務係、流域管理係」に改め、同条第二項の表文化振興課の部歴史文化遺産室の項中「歴史文化遺産室」を「温泉文化推進室」に、「世界・歴史遺産係」を「温泉文化係」に改め、同部の次に次のように加える。

スポーツ振興課	競技力向上対策室	企画推進係、強化支援係、パラスポーツ係
---------	----------	---------------------

第八条第二項の表児童福祉課の部を削り、同表感染症・疾病対策課の部感染症危機管理室の項中「予防接種係」を削り、同表農業構造政策課の部農業者育成室の項中「経営技術係」を削り、同表米麦畜産課の部農産振興室の項中「農畜産技術災害

係」を削り、同表野菜花き課の部技術支援室の項中「技術調整係」を削り、同表産業政策課の部産業戦略室の項中「未来産業政策係、新事業推進係」を「産業戦略係」に改め、同表未来投資・デジタル産業課の部スタートアップ推進室の項中「スタートアップ推進室」を「新事業推進室」に、「連携促進係」を「デジタル産業創出係、スタートアップ連携係」に改め、同条第三項中「スポーツ局」を「湯けむり国スポ・全スポぐんま大会局」に改め、同条第四項の表中スポーツ局の部を次のように改める。

湯けむり国スポ・全スポぐんま大会局	大会総務課	総務企画係、広報・機運醸成係、全国障害者スポーツ大会係
会局	施設調整課	施設・会場係、輸送・宿泊係
	競技式典課	競技運営係、式典係

第八条第四項の表福祉局の部監査指導課の項中「監査指導第四係」を削り、同部障害政策課の項中「社会参加推進係、支援調整係、地域生活支援係、施設利用支援係」を「計画調整係、地域共生推進係、相談支援係、居住支援係、訪問・日中活動支援係、障害児支援係」に改め、同表森林局の部林政課の項中「林業イノベーション推進室」を「緑化推進係、森林活用推進係」に改め、同部林業振興課の項中「林業担い手対策室」を「林業イノベーション室」に改め、同条第五項の表林政課の部を削り、同表林業振興課の部林業担い手対策室の項中「林業担い手対策室」を「林業イノベーション室」に、「経営強化係、生産力強化係」を「経営革新係、林業未来戦略係」に改め、同表eスポーツ・クリエイティブ推進課の部クリエイティブ人材育成室の項中「TUMO係」を「地域連携推進係」に改め、同条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とする。

第九条第二項の表中「契約調達係」を「契約係」に改める。
第十三条危機管理課の項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 新型インフルエンザ等対策(社会対応の総合調整に係ることに限る。)に關すること。

第十三条の二地域創生課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同条文化振興課の項第三号中「の設備及び運営指導」を削り、同項中第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号から第十七号までを二号ずつ繰り上げ、第十八号を削り、同条文化財保護課の項中「文化財保護課」を「文化遺産課」に改め、同項中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

- 四 世界遺産に關すること。
- 五 歴史遺産(他課の主管に属するものを除く。)に關すること。
- 六 世界遺産センターに關すること。

第十三条の二湯けむり国スポ・全スポぐんま準備課の項を削り、同条に次のように加える。

大会総務課

- 一 第八十三回国民スポーツ大会及び第二十八回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）の総合的な企画及び調整に関すること。
- 二 両大会の広報・県民活動及び募金・企業協賛に関すること。
- 三 その他第二十八回全国障害者スポーツ大会（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。

施設調整課

- 一 両大会の施設及び会場に関すること。
- 二 両大会の宿泊、医事・衛生、輸送・交通及び警備・消防に関すること。

競技式典課

- 一 第八十三回国民スポーツ大会の競技会等の運営に関すること。
- 二 両大会の式典に関すること。

第十三条の二の二児童福祉課の項中第十六号から第二十号までを削り、第二十一号を第十六号とし、第二十二号を第十七号とし、第二十三号を削り、第二十四号を第十八号とし、同条県民活動支援・広聴課の項第十一号中「他課」を「信託行為の目的が他課」に改める。

第十三条の三感染症・疾病対策課の項第十三号中「新型インフルエンザ等対策」の下に「（危機管理課の主管に属する事項を除く。）」を加え、同条食品・生活衛生課の項第三十五号を削り、同条障害政策課の項第三号及び第四号中「（他課の主管に属するものを除く。）」を削り、同項中第二十九号を第三十四号とし、第二十八号を第三十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十二 手話に関する施策の推進に関する法律の施行に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

三十三 高次脳機能障害者支援法の施行に関すること。

第十三条の三障害政策課の項中第二十七号を第二十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に関すること。

第十三条の三障害政策課の項中第二十六号を第二十八号とし、第十七号から第二十五号までを二号ずつ繰り下げ、第十六号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 しろがね学園に関すること。

第十三条の三障害政策課の項中第十六号を第十七号とし、第八号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 児童福祉法の施行に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第十四条廃棄物・リサイクル課の項中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例の施行に関すること。

第十四条林政課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号中「群馬県森林環境譲与税基金」を「群馬県森林環境譲与税」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第十号を削り、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、

第七号を第八号とし、第六号を削り、第四号の次に次の三号を加える。

五 森林計画に関すること。

六 森林資源情報に関すること。

七 森林の集積及び集約化に関すること。

第十四条林政課の項第十一号中「造林保育」を「造林間伐」に改め、同項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、第十八号中「林道」の下に「及び作業道」を加え、同号を同項第十七号とし、同項中第十九号を削り、第二十号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 ぐんま緑の県民税に関すること。

第十四条林政課の項中第二十一号から第二十七号までを削り、第二十八号を第二十二号とし、第二十九号を削り、第三十号を第二十一号とし、第三十一号を第二十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十三 県立森林公園に関すること。

二十四 県有林及び県行分取造林の管理及び経営に関すること。

第十四条林政課の項中第三十二号を第二十五号とし、第三十三号を第二十六号とし、同条林業振興課の項第十号中「林業技術普及及び経営指導」を「林業技術の普及及び指導」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 林業経営の高度化、経営体の指導及び支援に関すること。

第十四条林業振興課の項に次の四号を加える。

十二 林業担い手対策に関すること。

十三 林業労働安全及び災害防止に関すること。

十四 林業イノベーションに関すること。

十五 林業の低コスト化及びデジタル化の推進に関すること。

第十四条森林保全課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

第十五条農政課の項中第二十二号を第二十五号とし、第八号から第二十一号までを三号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の三号を加える。

八 環境負荷低減に関する普及指導員の研修に関すること。

九 環境負荷低減に関する技術改善及び普及に関すること。

十 環境負荷低減に関する技術指導等についての調査研究に関すること。

第十五条農業構造政策課の項第二十五号及び第二十六号を削り、同項第二十七号中「及び農業経営」を削り、同号を同項第二十五号とし、同項中第二十八号を第二十六号とし、第二十九号を第二十七号とし、第三十号を第二十八号とし、同条野菜花き課の項第五号中「環境負荷低減」を「農業経営、病害虫」に改め、同項第八号及び第九号中「及び環境負荷低減」を「農業経営及び病害虫」に改め、同条蚕糸特産課の項第九号から第十二号までの規定中「、工芸作物及び病害虫」を「及び工芸作物」に改める。

第十九条第三項中「及びグリーンイノベーション推進監」を「グリーンイノベーション推進監及び首席補佐官」に改め、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項中「農業構造政策課」を「農政課、農業構造政策課」に改め、同項を同

五 試験検査に係る精度管理に関すること。
食品・医薬品検査係

一 食品に関する物の検査業務の企画及び調整に関すること。
二 遺伝子組換え食品、食品中、器具中及び容器包装中の重金属、食品中の放射
性物質、畜水産物中に残留する動物用医薬品、食品に残留するPCB、牛乳の
成分規格(理化学検査に限る。)並びに食品中の異物等に係る試験検査及び調
査研究に関すること。

三 食品添加物、健康食品、医薬品、医療用具、家庭用品等に係る試験検査に関
すること。
四 食品添加物及び健康食品に係る調査研究に関すること。

残留農薬検査係
一 食品に残留する農薬等に係る試験検査及び調査研究に関すること。
二 試験検査に係る精度管理業務に関すること。

三 食品に関する物の安全性に関する情報の収集及び提供に関すること。
食品微生物検査係
一 食品に関する物の微生物に係る試験検査及び調査研究に関すること。
二 食品中のアレルゲンに係る試験検査及び調査研究に関すること。

第八十三条第三項研究企画係の項及び保健科学係の項を削る。
第三章第二節第二十二款を次のように改める。
第二十二款 削除

第八十四条から第八十六条まで 削除
第三章第二節第二十七款を次のように改める。
第二十七款 しがね学園

(業務)
第九十九条 しがね学園は、児童福祉の向上を図るため、次の業務を行う。
一 児童福祉法第七条第二項に規定する障害児入所支援を行うこと。
二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第八項に
規定する短期入所を行うこと。
三 その他児童福祉の向上を図るために必要な業務

(名称及び位置)
第一百条 群馬県立しがね学園の設置及び管理に関する条例(平成十五年群馬県条例
第十八号)に定めるしがね学園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	群馬県立しがね学園
位置	前橋市

(内部組織)
第一百一条 しがね学園に総務給食係、発達支援係、わかば寮援助係、つぼみ寮援助
係及びこのみ寮援助係を置く。

2 前項に定める係の分掌事務は、次のとおりとする。

総務給食係

一 庶務に関すること。

二 栄養、給食等に関すること。

三 学園の運営管理に関すること。
発達支援係

一 療育支援に関すること。

二 保健衛生、健康管理等に関すること。

三 児童短期入所事業に関すること。

四 地域療育に関すること。
わかば寮援助係

一 中軽度障害児童の入退園、自立援助等に関すること。

二 中軽度障害児童の家庭及び関係機関との連絡調整等に関すること。

三 その他児童関係業務(他係の主管に属するものを除く。)に関すること。
つぼみ寮援助係

一 中軽度障害児童の入退園、自立援助等に関すること。

二 中軽度障害児童の家庭及び関係機関との連絡調整等に関すること。
このみ寮援助係

一 重度障害児童の入退園、生活援助等に関すること。

二 重度障害児童の家庭及び関係機関との連絡調整等に関すること。
第一百十三条第一項第三十号を第三十八号とし、第二十七号から第二十九号までを
八号ずつ繰り下げ、第二十六号中「普及指導」を「普及及び指導」に改め、同号を同
項第三十号とし、同号の次に次の四号を加える。

三十一 林業担い手対策に関すること。

三十二 林業労働安全及び災害防止に関すること。

三十三 林業イノベーションに関すること。

三十四 林業の低コスト化及びデジタル化に関すること。

第一百十三条第一項第二十五号を同項第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。
二十九 林業経営の高度化並びに経営体の指導及び支援に関すること。
第一百十三条第一項第二十四号中「林業団体及び」を削り、同号を同項第二十六号と
し、同号の次に次の一号を加える。

二十七 入会林野等の整備に関すること。

第一百十三条第一項第二十三号を第二十五号とし、第二十二号を第二十四号とし、
第二十一号中「公共施設等建築物」を「建築物」に改め、同号を同項第二十三号とし、
同項第二十号を第二十二号とし、第十九号を第二十一号とし、第十八号を第十九号
とし、同号の次に次の一号を加える。

二十 森林環境教育の推進に関すること。

第一百十三条第一項第十七号を削り、第十六号を第十八号とし、第十五号中「保
全」を「整備」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十四号中「管理経営」を
「管理及び経営」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十三号中「利根沼田環境

森林事務所に限る」を「吾妻環境森林事務所及び西部環境森林事務所を除く」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十二号を第十四号とし、第十一号の次に次の二号を加える。

十二 群馬県森林環境譲与税に関する事。

十三 森林の集積及び集約化に関する事。

第一百十三条第一項に次の一号を加える。

三十九 林野火災に関する事。

第一百十三条第三項中「第三十号」を「第三十九号」に改める。

第一百十四条の表群馬県西部環境森林事務所の項中「第四号」を「第三号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項第八号、第三十五号及び第三十六号に掲げる業務のうち、次の表の上欄に掲げる区域に係るものは、同表の下欄に掲げる森林事務所の所管とする。

藤岡市、多野郡	区域	森林事務所名
前橋市、伊勢崎市、渋川市、北群馬郡、佐波郡		群馬県富岡森林事務所 群馬県桐生森林事務所

第一百十五条第一項の表群馬県渋川森林事務所の項中「森林係、林業政策係、森林土木係」を「総務森林係、地域林業支援係」に改め、同表群馬県西部環境森林事務所の項中「森林係、林業政策係」を「地域林業支援係」に改め、同表群馬県藤岡森林事務所の項中「森林係、林業政策係、森林土木第一係、森林土木第二係」を「総務森林係、地域林業支援係」に改め、同表群馬県富岡森林事務所の項中「森林係、林業政策係」を「総務森林係、地域林業支援係」に改め、同表群馬県吾妻環境森林事務所の項中「森林係、林業政策係、森林土木第一係、森林土木第二係」を「地域林業支援係、森林土木係」に改め、同表群馬県桐生森林事務所の項中「森林係、林業政策係」を「総務森林係、地域林業支援係」に改め、同条第二項森林係の項中「森林係」を「総務森林係」に改め、同条第二項森林係の項中第三号から第十一号までを削り、第十二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 県立森林公園に関する事。

第一百十五条第二項総務森林係の項中第十三号を第五号とし、第十四号から第十九号までを八号ずつ繰り上げ、第二十号中「(森林事務所に限る。)」を削り、同号を同条第二項総務森林係の項第十二号とし、同条第二項林業政策係の項を次のように改める。

地域林業支援係

一 野鳥の森に関する事(西部環境森林事務所に限る。)

二 ぐんま緑の県民基金の事業に関する事(他の係の主管に属するものを除く。)

三 森林経営管理制度に関する事。

四 森林吸収源対策に関する事。

五 森林計画に関する事。

六 森林の集積及び集約化に関する事。

七 群馬県森林環境譲与税に関する事。

八 民有林造成指導に関する事。

九 間伐対策に関する事。

十 作業道に関する事。

十一 林業用種苗に関する事。

十二 森林病害虫等対策に関する事。

十三 林業の獣害対策に関する事。

十四 林野火災に関する事。

十五 造林関係の被害調査及び報告に関する事。

十六 県有林及び県行分収造林の管理及び経営に関する事。

十七 森林ビジネスの推進に関する事。

十八 木材の生産、流通、加工及び需要拡大に関する事。

十九 林業・木材産業構造改革に関する事。

二十 建築物の木造化に関する事。

二十一 きのご等特用林産物の生産、流通、加工及び消費拡大に関する事。

二十二 森林組合法の施行に関する事。

二十三 林業金融に関する事。

二十四 入会林野等の整備に関する事。

二十五 林業労働力対策に関する事。

二十六 林業経営の高度化並びに経営体の指導及び支援に関する事。

二十七 林業技術の普及及び指導に関する事。

二十八 林業担い手対策に関する事。

二十九 林業労働安全及び災害防止に関する事。

三十 林業イノベーションに関する事。

三十一 林業の低コスト化及びデジタル化に関する事。

三十二 林産施設及び林産物関係の被害調査及び報告に関する事。

三十三 総務森林係の項第一号から第十一号までに掲げる事務(環境森林事務所に限る。)

第一百十五条第二項森林土木係の項中「森林土木係」の下に「、森林土木第一係、森林土木第二係」を加え、同条第二項森林土木係の項第一号及び第二号を次のように改める。

一 治山に関する事。
二 林道に関する事。
第一百十五条第二項森林土木係、森林土木第一係、森林土木第二係の項第三号中「他

の係の主管に属するものを除く」を「水源地域等の森林整備事業に限る」に改め、同条第二項森林土木係、森林土木第一係、森林土木第二係の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同条第二項森林土木第一係の項及び森林土木第二係の項を削る。
 第十九条の三第七項第七号中「女性農業者、高齢農業者等への支援」を「青年農業者の育成及び農村女性の活動支援」に改め、同条第八項中「農業改良助長法」の下に「(昭和二十三年法律第六十五号)」を加える。

第百二十五条第一項を次のように改める。
 農林大学校に総務係、教務係、野菜係、花き・果樹係、酪農肉牛係、農産・加工係、環境森林係、機械総括係、社会人係及び実践研修係を置く。
 第百二十五条第二項中「農林部及び研修部の学科及び」を削り、同条第二項総務係の項第三号中「農村婦人の家」を「農産加工実習棟」に改め、同条第二項農業経営学科の項、農産・加工係の項及び就農支援係の項を削り、同条第二項に次のように加える。

- 野菜係
 - 一 野菜コースに係る実践教育に関する事。
 - 二 生産施設の運営に関する事。
 - 三 学生教育の運営に関する事。
- 花き・果樹係
 - 一 花き・果樹コースに係る実践教育に関する事。
 - 二 生産施設の運営に関する事。
 - 三 学生教育の運営に関する事。

酪農肉牛係

- 一 酪農肉牛コースに係る実践教育に関する事。
 - 二 生産施設の運営に関する事。
 - 三 学生教育の運営に関する事。
- 農産・加工係
- 一 農産・加工コース及び農と食のビジネスコースに係る実践教育に関する事。
 - 二 生産施設の運営に関する事。
 - 三 学生教育の運営に関する事。

環境森林係

- 一 環境森林コース及び森林コースに係る実践教育に関する事。
- 二 生産施設の運営に関する事。
- 三 学生教育の運営に関する事。

機械総括係

- 一 農業機械教育及び技術研修に関する事。
- 二 学生教育の運営に関する事。

- 社会人係
 - 一 社会人コースに係る実践教育に関する事。
 - 二 生産施設の運営に関する事。
 - 三 学生教育の運営に関する事。

実践研修係

- 一 就農希望者及び担い手支援に係る研修に関する事。
 - 二 農業の公開講座に関する事。
 - 三 学生教育の運営に関する事。
- 第百二十九条第九号を削る。
 第百三十一条第一項中「養豚係及び養鶏係」を「及び中小家畜係」に改め、同条第二項養豚係の項及び養鶏係の項を削り、同条第二項に次のように加える。

- 中小家畜係
 - 一 豚、鶏等の飼養管理技術についての試験研究及び調査に関する事。
 - 二 豚、鶏等の改良及び繁殖についての試験研究及び調査に関する事。
 - 三 豚、鶏等の能力検定に関する事。
 - 四 種豚及び種鶏の人工授精用精液の生産及び配布に関する事。
 - 五 種鶏及び種卵の生産及び配布に関する事。
- 第百三十五条第三項中「第八号第一項」の下に「及び第二項」を加え、「農業環境・植物防疫係」を「有機・循環型農業推進室農業環境・植物防疫係」に改める。
 第百五十八条の二に次の一号を加える。
 二十四 特定都市河川浸水被害対策法の施行に関する事。
 第百五十八条の三第二項の表に次のように加える。

前条第二十四号(雨水浸透阻害行為の許可等に関することに限る。)に掲げる業務	千代田町、大泉町	群馬県大田土木事務所
---------------------------------------	----------	------------

第百五十八条の四第一項の表群馬県高崎土木事務所の項中「工務第四係」を削り、同条第三項計画調整係及び企画調査係の項に次の一号を加える。
 十二 特定都市河川浸水被害対策法の施行に関する事。
 第百五十八条の四第三項工務係、工務第一係、工務第二係、工務第三係及び工務第四係の項及び同条第五項中「工務第三係及び工務第四係」を「及び工務第三係」に改める。

第百六十八条第二項及び第三項を削る。
 第百六十九条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。
 第百七十三条第一項中「食品安全検査センター」を削り、同条第三項の表農林大学校の項中「部(農林部に限る。)」に教授、准教授(総括主幹)、准教授(主幹)及び准教授(副主幹)、学科に学科長(総括)、学科長、コース長(総括)及びコース長を「副校長及び教授」に改める。
 第百七十四条の表文化財保護審議会の項中「文化財保護課」を「文化遺産課」に改める。

附則

1 (施行期日)
この規則は、令和八年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県行政組織規則に規定する機関が行った処分等又は当該機関に対して行われた行為等は、改正後の同規則に規定する相当の機関が行った処分等又は当該機関に対して行われた行為等とみなす。

3 群馬県職員の職の設置に関する規則の一部改正
(群馬県職員の職の設置に関する規則の一部改正)
群馬県職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年群馬県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。
第三条第一号の表危機管理監の項の次に次のように加える。

首席補佐官

上司の命を受け、所掌事務を掌理し、関係職員を指揮監督する。

第三条第一号の表学科長(総括)の項を削り、同表教授、学科長の項中「、学科長」を削り、「学科に」を「コースに」に改め、同表コース長(総括)の項、コース長の項及び准教授(総括主幹)の項から准教授(副主幹)の項までを削る。

(地方公営企業法第三十九条第二項に規定する政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職の範囲を定める規則の一部改正)

4 地方公営企業法第三十九条第二項に規定する政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職の範囲を定める規則(昭和四十一年群馬県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二号中「次長」の下に「、支所長」を加え、第三号中「、新病院建設室長」を削り、「薬剤主監」の下に「、病院改革推進主監」を加え、第四号中「事務局長」の下に「、新病院建設室長」を加える。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
